

大きな被害を受けたいわ」と相双、県北の中学校計1校に配られる。

「コムニティセンターで勉強会を開き、被災者ノートの書き方や賠償のための知識を身に付けた。

例化など、住民のための活動を活発化してほしい」とメールアドレスはinfo@f-r-land.com

42-11-81、ファクス

0242-11-82)へ。

の書き方や賠償のための知識を身に付けた。

約30人が参加。東日本大震災以降、仮設住宅の問題点などを指摘するなど、被災者の相談を請け負っている大阪弁護士会の加納雄二弁護士が講師を務めた。加納さんは「原発の地元の町では数十年という長期間、戻れないという前提で賠償問題を考えなくて必要がある」と訴え、ノートの指導や損害賠償を請求できるものについて解説した。

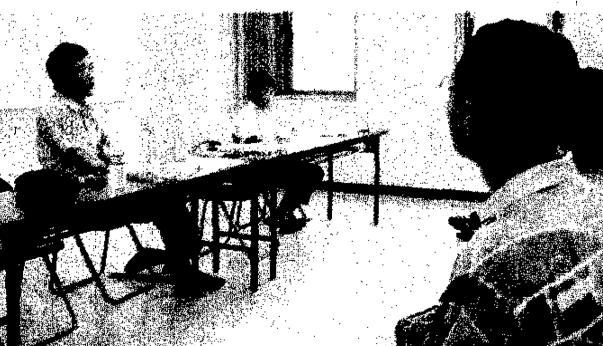
質疑応答の時間には、「中斷した契約はどうなるのか」などと被災者それぞれの立場から質問。勉強会を終え、加納さんは「住民の連絡網の整備、集合する機会の定例化、法律相談の定

福島第一原発事故に伴う東京電力への賠償請求に向けて、警戒区域の住民グループの学習会が目立つてきた。大熊町の明日を考える女性の会(木幡ますみ代表)は3日、会津若松市の謹教

震災以降、仮設住宅の問題点などを指摘するなど、被災者の相談を請け負っている大阪弁護士会の加納雄二弁護士が講師を務めた。加納さんは「原発の地元の町では数十年という長期間、戻れないという前提で賠償問題を考えなくて必要がある」と訴え、ノートの指導や損害賠償を請求できるものについて解説した。

甘く実った果物 景色と楽しんで 今はモモ「ゆうだい」 やナシ「幸水」が食べ頃。

「出来は最高。ぜひ食べて来てほしい」と、たん「高尾」などが旬を迎える。「紅葉シーズンも間入れをしながら話す福島市との服部栄さん(61)。 く実った果物も楽しんで、一ツラインで観光果樹園に精を出している。



被災者ノートの書き方や賠償のための知識を紹介する加納さん(左)

質疑応答の時間には、「中斷した契約はどうなるのか」などと被災者それぞれの立場から質問。勉強会を終え、加納さんは「住民の連絡網の整備、集合する機会の定例化、法律相談の定